

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月二十七日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第二十号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の本庁の知事部局（出納局を含む。）の項中「新型インフルエンザ対策総括監」を「新型インフルエンザ対策総括監 消費者行政総括監」に、「雇用対策総括監」を「雇用対策総括監 人材育成総括監」に、「入札・検査センター長」を「センター長」に、「粒子線治療推進監 建設政策監 歳入政策監」を「粒子線治療推進監」に、「入札・検査センター副センター長」を「副センター長 人事担当の係長（企画・経営グループ）」に、「総務法制課」を「法務課」に、「若しくは服務担当、職員団体担当」を「、服務、職員団体」に、「人事、給与若しくは服務担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の主査、副主査及び主事（職員課） 本部の人事担当の係長（職員課の係長を除く。）」を「人事、給与若しくは服務担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の主査、副主査及び主事（職員課）」に改め、同表の本庁の教育委員会事務局の項中「人事主幹」を「人事主幹 人事担当の係長（企画・経営グループ）」に、「県立学校人事担当の係長 小中学校人事担当の係長 法規担当の係長 県立学校給与担当の係長 小中学校給与担当の係長 人事、給与若しくは服務担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の管理主事、主査、副主査及び主事（教職員課） 教育委員会事務局の人事担当の係長（総務課の係長を除く。）」を「県立学校人事、小中学校人事、法規、県立学校給与又は小中

学校給与担当の係長（教職員課） 人事、給与若しくは服務担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の管理主事、主査、副主査及び主事（教職員課）」に改め、同表の現地機関の項中

自治修習所	所長 副所長
消防学校	校長

を

消防学校	校長
------	----

に、

みどり園	園長 総務課長
県立病院好生館	館長 副館長 事務長 副事務長 総務課長 総看護師長 副総看護師長

を

みどり園	園長 総務課長
------	---------

に改め、同表の現地機関

の土木事務所の項中「総務課長 総務管理課長（武雄土木事務所） 企画経営担当の課長（武雄土木事務所）」を「総務課長」に改め、同表の現地機関の首都圏営業本部の項中「本部長」を「本部長 九州国際重粒子線がん治療センター担当本部長」に改め、同項の次に次のように加える。

自治修習所	所長 副所長
-------	--------

別表の現地機関の県立学校の項中「校長 教頭」を「校長 副校長 教頭 統

括事務長」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考 一 本庁の知事部局（出納局を含む）、教育委員会事務局及び労働委員
会事務局の項中に規定する「副課長」とは、企画・経営グループ
長又は課長の職務を総括補佐する副課長並びに知事部局の企画・経
営グループにおいて人事を担当する副課長、秘書課副課長、法務課
副課長、資産活用課副課長、職員課副課長、財務課副課長、教育委
員会事務局の企画・経営グループにおいて人事を担当する副課長、
総務課副課長及び教職員課副課長をいう。

二 本庁の知事部局（出納局を含む。）の項中に規定する「副センター
長」とは、センター長の職務を総括補佐する副センター長をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。